

審 査 申 立 書

2014年1月15日

東京第一検察審査会 御中

本申立書は、以下の通りの構成とする。

- 1 申立人
- 2 罪名
- 3 不起訴処分年月日
- 4 不起訴処分をした検察官
- 5 被疑者
- 6 被疑事実の要旨
- 7 審査申立ての理由
 - (1) 事件の発覚
 - (2) 前田氏の供述の信用性は極めて高く、疑問の余地はないこと
 - (3) 「『自殺のおそれ』をうかがわせる言動」などなかったこと
 - (4) この事件の真の悪質性・重大性、そして組織の関与が伺われることと、検察審査会の役割
 - (5) 補足
- 8 本被疑事実に関して検察に提出した告発状

1 申立人

別紙申立人目録記載のとおり

2 罪名

虚偽有印公文書作成罪(刑法第156条)及び同行使罪(同法第158条)

3 不起訴処分

平成25年12月20日(最高検刑第442号)

4 不起訴処分をした検察官

最高検察庁検察官検事 甲斐行夫

5 被疑者

田代政弘 46歳(元法務総合研究所付検事)

木村匡良 51歳(東京高等検察庁検事)

6 被疑事実の要旨

虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪について

被疑者両名は、いずれも、平成22年1月当時、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、同木村匡良はいわゆる陸山会事件担当副部長、田代政弘は重要な被疑者である衆議院議員石川知裕氏の取調官として陸山会事件(政治資金規正法違反被疑事件)捜査に従事し、石川氏等に対する強制捜査を目指していたものであるが、石川氏に自殺等の自傷加害の恐れがあるとして、裁判官から逮捕状の発付を受けやすくする目的で、平成22年1月13日、被疑者田代において、石川氏の取調べを行い、その際の供述内容や態度、言動等に関して、同部部長佐久間達哉宛の捜査報告書を作成するに当たり、行使の目的で、石川氏が取調べにおいて、自殺のおそれをうかがわせる言動を行った事実はなかったのに、「小沢先生に申し訳なくて生きていけない」と述べているなどと、自殺のおそれをうかがわせる言動があった旨の虚偽の記載をした上、同報告書に署名押印し、もって、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を、石川氏の逮捕状請求書の疎明資料として東京地方裁判所に送付させ、これを行行使した。

7 審査申立ての理由

(1) 事件の発覚

この事件は、平成25年7月7日に、大阪地検特捜部の郵便不正事件で証拠改竄をおこなって世間に衝撃を与え、懲役2年の判決を受けて服役、その後、出所していた前田恒彦元検事が、インターネット上のニュースサイト「ヤフー・ニュース」で公表した、「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告事件の背景とは」という記事¹によって明らかになった、驚くべきものです。

この前田元検事の告白によると、前田は、平成22年1月から2月にかけて、大阪地検特捜部から東京地検特捜部の応援に入り、小沢一郎衆議院議員の公設第一秘書の大久保隆規氏の取調べを担当しましたが、その時、東京地検特捜部に所属していた被疑者田代（以下、「田代」とする）は、同様に東京拘置所に詰めており、小沢議員の元秘書であり、陸山会で経理事務を担当していた衆議院議員の石川知裕氏の取調べを担当していました。

ここで、大久保氏や石川氏に、水谷建設などのゼネコン業者から小沢氏が多額の裏金を受領した、ということをはかして認めさせる、という任務を強いられていた前田と田代は、ナマの供述状況や、捜査に関する本音、愚痴などを語り合うようになっていったのですが、ある日、前田は、田代から、信じられない事実を聞きます。

それは、東京地検特捜部が陸山会事件の強制捜査に着手した裏事情、特に石川氏を逮捕した背景に関してのことでした。

国会議員には不逮捕特権というものがあり、国会の会期が始まると逮捕することはできません。むろん、会期中でなくても、本来、司法や行政が、立法に影響を与えることがないように、むやみやたらに国会議員を逮捕することはありえません。

にもかかわらず、田代が、捜査主任であった被疑者木村匡良の指示で、石川氏を逮捕に持っていくために、実際には、石川氏は任意での取調べに快く応じており、自殺の恐れなどまったくなかったにもかかわらず、「小沢先生に申し訳なくて生きていけない」などの言動があったかのように記載するなど、事実と異なる内容の取調べ状況や供述内容などを記載した、すなわち、虚偽の捜査報告書を作成したことを告白されたというのです。

田代元検事は、この告白の際、本心では逮捕に反対であり、嫌なことをやらされたと言っていたとまで、前田元検事は、はっきりと書いています。

そしてまた、私たちは、すでに田代政弘検事は、別の虚偽報告書を作っていたという明らかな事実も知っています。それは、結局、何ひとつ証拠を見つけられなかった特捜が、最高検の上からの指示で小沢氏を不起訴にせざるを得なかったあと、その特捜の一部の検事が、おそらく私怨のために、検察審査会を利用して、小沢氏の強制起

¹ 添付資料3 Yahoo!ニュース2013年7月7日「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告事件の背景とは」
<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130707-00026133/>

訴を図る、という前代未聞の事件を起こしたときです。それは、まさに、皆さんのような検察審査会の審査員を騙すために作られたものでした。

これは、石川議員は実際の取調べでは、小沢議員は政治資金報告書のことを知らなかったと繰り返し述べ、以前に「特捜は恐ろしいところで、なにをされるかわからない」と脅されて、むりやり署名させられた供述調書も事実ではないので撤回したい、と何度も頼んでいたにもかかわらず、田代検事は、石川議員は自分からずらずと「それで堪えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよね。」「分かりました。色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。」と全面的に認めたという180度違う内容の、そして審査員の方が読めば、誰でも「ああ、やっぱり小沢議員は、全面的に関与していたのだな」と誤解して当然といえる報告書を作ったという事件です。²³

おそろしいことに、石川氏がこの日の取調べで、こっそりICレコーダーを持ち込んだことで、真実が明らかになりました。しかし、この石川氏の勇気ある行動がなければ、証拠はありません。前田氏はフロッピーディスクの改ざんを行ったことで、世間の非難を浴び、実刑判決を受けましたが、このフロッピーディスクは実際には、裁判での証拠に使われてはいないという事実を考えると、検察審査会において証拠として使われ、起訴議決を引き出したと考えられる、この虚偽報告書の方が、はるかに罪が重いものと言えます。ですから、小沢一郎氏の裁判において、裁判所によって、小沢氏よりもむしろ検察が裁かれたと言っているほどの、非常に厳しい指摘が行われています。⁴

別の事件ではありますが、田代検事は、そのような事実と異なる報告書をすでに作ったことが明らかになっているという事実は、非常に重要です。そして、さらに重要なのは、これだけの大きな事件が明らかになったあとも、この、おそらく戦後最大の検察の汚点と言うべき犯罪に対して、検察はなんの対処もしようとせず、業を煮やして、私たち市民団体が告発した後も、まったく積極的な捜査をしようとしていなかったことでした。

大阪地検特捜部の不祥事では、前田元検事は不祥事発覚のその日に逮捕され、その上司の大坪部長・佐賀副部長も逮捕され、長期拘留されて、厳しい取り調べを受けたにもかかわらず、これだけの事件を起こした田代検事も木村検事も、逮捕も勾留もされず、任意で事情を聞かれただけであり、また、同じく告発を受けたその上司の大鶴元地検次席に対しては、本人が拒否したからというだけの理由で、任意の事情聴取すらおこなわれていないのです。

² 添付資料「検察崩壊」巻末資料集2 田代報告書

³ 添付資料 小川敏夫「指揮権発動」P182以後、石川反訳書部分

⁴ 添付資料4 陸山会事件判決要旨より

そんな中、平成24年5月にロシアのサーバ経由で、何者かが、田代報告書をはじめとする複数の同内容の報告書、また、石川議員の録音反訳書を公開したことで、この報告書の内容が虚偽であることが、誰の目にも明らかになりました。当時の小川法務大臣ですら、検察が明らかにウソをついていることに危機感を感じ、指揮権発動までを考えたことは、当時のインタビューや、後に出版された著書等から明らかです。⁵

にもかかわらず、本人が否認していても裁判で有罪が取れる、と断言されるほどの、明らかな証拠がありながら、検察は田代を不起訴にします。その理由は、「記憶の混同」という、ほとんど誰も信じないような田代の言い訳を丸呑みにした、正気とも思われないもの⁶で、多くのマスコミからも鋭い批判を浴びました。⁷

そして、この告発は、もちろん、検察審査会に申立てが出されましたが、ここで、なぜかまた、信じられないことが起こります。検察の元高官であり、しかも犯罪レベルの不祥事を起こしておきながら、それを検察に揉み消して貫うような形で辞職して弁護士となった（すなわち、検察に恩義のある）人物が、非常に不透明な経緯で審査補助員となっていたのです。⁸

また、通常、数ヶ月で審査結果が出るはずの検察審査会に対して、検察が通常よりはるかに膨大な資料を出して、審査になかなか取りかかれないような状況を作り出したことを、私たちは信頼できる情報として得ています。これはまさに、検察審査員に対する嫌がらせであり、できるだけ時間を長引かせることによって、審査員を疲れさせ、事件の風化を図ろうとしたとしか考えられません。

それでも、審査員の方たちは、虚偽記載があったことを認め、最高検を批判して「不起訴不当」の議決をされましたが、検察が再度の不起訴を出す一ヶ月前に、共同通信が、「最高検、田代元検事を不起訴へ 検審議決で再聴取」という記事を全国配信しています。⁹

それだけではありません。実は、検察審査会の不起訴不当議決が出た翌日に、読売新聞は「最高検は再捜査して改めて処分を決めるが、再び不起訴にするとみられる」と書いています。¹⁰

すなわち、検察は、はじめから、起訴相当さえ避けられたら、田代を形だけ再聴取して再不起訴にし、無罪放免にすることを決めていたということです。実際に、この

⁵ 小川敏夫「指揮権発動」朝日新聞出版

⁶ 「検察崩壊」巻末資料集2 最高検報告書

⁷ 添付資料5 検察の不起訴に関する新聞記事

⁸ 添付資料6 東京新聞記事他

⁹ 添付資料7 再度の不起訴への見込みを報道する共同通信の配信記事

¹⁰ 添付資料8 読売新聞2013年4月22日記事

再捜査の際に、検察は、石川議員に対しての尋問さえ行っていません。まさに、はじめから結果ありきの、やる気の全くない再捜査でした。

明らかにおかしいと誰でもが疑問を持つ対応ですが、田代が前回の事件で不起訴となっているのは、そもそもそういう背景のものであることは、皆さんに改めて承知して頂きたい事実です。また、田代は、検察を辞職しましたが、懲戒免職ではありませんので、満額の退職金を受け取って、大企業に法務職員として天下りしているうえ、木村検事は無傷で検察に留まり、また、上司として実際にすべての指示を下していたのではないかと目され、自らも虚偽の内容を含む報告書を作っていた佐久間元部長に至っては、新潟地検検事正に「栄転」しているということも、皆さんに知っておいて頂きたい事実です。

(2) 前田氏の供述の信用性は極めて高く、疑問の余地はないこと

前田恒彦氏は、大阪・東京地検特捜部に合計約9年間在籍。ハンナン事件や福島県知事事件、朝鮮総聯ビル詐欺事件、防衛汚職事件などで主要な被疑者の取調べを担当したほか、西村眞悟弁護士法違反事件、NOVA積立金横領事件、小室哲哉詐欺事件、厚労省虚偽証明書事件などで主任検事を務めるなど、大阪・東京の両特捜部で活躍した元検事です。まさに、魔が差したとしかいえないような大阪地検の証拠改竄事件を起こすまでは、特捜のエースと呼ばれていた優秀な検事でした。

したがって、その職務の性格に照らしても、在職中の職務に関する事項に関する前田氏の記憶や供述の信用性は極めて高いと考えられます。

また、世間の批判を浴び、実刑判決を受け、法曹資格を失った前田氏には、もはや失うものはないとはいえ、インターネットにアクセスできる人であれば、誰でも簡単に閲覧できるニュースサイトで、上記の記事を執筆し、このような重大な告白を公開していることは、間違っても、単なる逆恨みや、社会的な注目を浴びたいなどといった理由でできるようなことではありません。

このような公開の場であるからこそ、法律の専門家である前田氏が、名誉毀損のリスクを冒してまで、あえて、虚偽の記事を掲載する動機は皆無だからです。

また、記事の内容も、陸山会事件において田代及び前田が互いに重要容疑者の取調べに従事し、東京拘置所に詰めて密接な関係にあった状況、同事件で捜査が難航していた状況、供述調書の内容に関する上司の関与の状況、そのような中で田代と前田が次第に胸襟を開いて話をするようになっていく経緯等について、非常に、具体的かつ詳細に書かれており、この記事で前田氏が述べている内容が真実であることは、非常に信頼性が高いものです。

一方で、田代は、「3ヶ月前の記憶と昨日の記憶が混同した」という、例えて言うならば、「夏休みの昨日の日記を書いていて、春休みのときの記憶と混同した」などと

いう、小学生でもありえない記憶の混同を起こしたという言い訳を通して人物です。

この2人のどちらの供述に信用性があるかは、火を見るより明らかであると思われます。

唯一、前田の供述に疑いを差しはさむ余地があるとすれば、すでに述べた大阪地検特捜部の不祥事で、フロッピー・ディスクのデータを改ざんした証拠隠滅の罪を犯して逮捕・起訴され、懲戒免職となり、実刑判決を受けて服役した人物だという点です。

しかし、この事件に関しても、逮捕当初は、過失によってデータが改変されただけであるという弁解をしていたものの、その後は、証拠改ざんの事実を全面的に認め、さらに、この「過失説」が、当時の上司の大坪弘道大阪地検特捜部長と佐賀元明元副部長からの「故意改ざんを過失にすり替える」指示によるものであることを証言しました。

そして、最高検察庁は、この前田の供述に基づいて、大坪氏及び佐賀氏を、犯人隠避罪で逮捕・起訴しています。すなわち、前田恒彦氏の証言の真実性が高いことは、最高検自身が認めているのです。

また、裁判所も、一審、二審とも、前田氏の供述に高い信用性を認め、特捜部長・副部長であった大坪氏、佐賀氏の供述より前田氏の供述が信用できるとして有罪判決を出しています。

にもかかわらず、なぜ、最高検は、田代に関しては、明らかに前田氏よりも重い罪を犯しているにもかかわらず、逮捕も拘束も行わず、不起訴にしてしまったのか。

それはまさしく、最高検は、田代の虚偽報告書の件（先に述べた、検察審査会を騙した石川氏の報告書の件も、今回の逮捕状に関する報告書に関しても）を、市民団体から告発される前から知っており、隠蔽を図っていたからであると私たちは考えます。大阪地検特捜部事件のケースをこの陸山会事件に当てはめると、東京地検の上層部の人たちが、そっくり犯人隠避罪で逮捕されてしまう。まさに、ブーメランが自分たちに返ってくることになるために、なにがなんでも田代を不起訴にして、事件をすべて隠蔽するしかなかったということになるからと考えられます。

(3) 「『自殺のおそれ』をうかがわせる言動」などなかったこと

石川氏が田代の取調べの中で、「『自殺のおそれ』をうかがわせる言動」を行った事実が全くなかったことは、告発時、フィリピンに滞在していた石川氏から、本件告発人代表である「健全な法治国家のための声をあげる市民の会」会長の八木が電話で確認いたしました。¹¹

¹¹ 添付資料9 石川氏電話メモ

これについては、検察から、石川氏にそのような言動があったとする報告書の数々が届けられ、また、説明役の検察官がその旨を力説すると思いますが、検察審査会法には「審査申立人及び証人を呼び出し尋問することができる」（法３７条）、また、「相当と認める者の出頭を求め、法律その他の専門的事項に関し助言を徴することができる」（法３８条）という規定があります。

ぜひ、石川知裕氏を証人として呼び、ご本人の口から、事実を聴取されることを希望します。

(4) この事件の真の悪質性・重大性、そして組織の関与が伺われることと、検察審査会の役割

この事件は、現職の国会議員であった石川氏を被疑者とする刑事事件に関して、石川氏が取り調べ中に「自殺のおそれ」をうかがわせる発言をしたため、早急に（逮捕という形で）身柄を保護する必要があるという、偽の捜査報告書を作成し、逮捕状請求のために、裁判所に提出資料としたものです。

そして、検察の仕組みを少しでも知っていれば、このような石川氏の逮捕状の請求は一取調官である田代が、単独で決定できるものでは到底あり得ないことであるといえます。（詳細は、末尾の告発状をご参照下さい）

すなわち、この方針は、特捜部長、副部長等の幹部の方針によって決定されたものであり、少なくとも、主任検事だった木村がこの逮捕状の請求と、それにともなう、この報告書の作成に関与していることは明らかなのです。

この報告書に記載された「自殺のおそれ」によって逮捕の緊急の必要性が根拠づけられたために石川氏は１月１５日に逮捕され、１月１８日に召集されていた通常国会に冒頭から登院することが不可能となりました。この虚偽報告書がなければ、同通常国会開会までに同氏を逮捕することは困難だったはずであり、その後、国会開会中に同氏を逮捕することが、国会議員不逮捕特権(憲法５０条)との関係で、事実上困難だったと考えられることからすれば、本件虚偽公文書作成・同行使は、有権者に選ばれ衆議院議員となった石川氏の国会での活動自体を妨害する重大な犯罪と言わざるを得ません。

しかも、当時まだ、陸山会事件に関して、世論には、明確な証拠も示せない中での特捜部の強引な手法には疑問を呈する論調も目立っていました。

そんな中で、特捜部では、小沢氏に対する贈賄の証拠などをなにひとつ見つけることができず、特捜部の上の方の一部の検事だけが、ヒステリックに、なにがなんでも小沢氏を起訴しようとしており、多くの検事たちは、それを白けた思いで嫌々従っていた状況だったという事情は、前田氏自身が、小沢氏の公判の中で、証人として述べていますが、そういう背景もあったことは見落とすべきではありません。

注目すべきなのは、この石川議員が逮捕された1月15日の翌日から、検察からのリーク情報として、「石川議員 容疑認める（読売新聞）」「故意の不記載認める石川議員供述一転（朝日新聞）」という、記事が大々的に報道されたことです。¹²

石川議員がそのような自白をおこなったという事実はなかったことは、すでに明らかになっていますが、このような検察のリークによる事実と異なる報道が大々的に行われていても、逮捕された石川議員には、そのような報道が行われていること自体を知ることはできず、ましてや反論することもできません。しかし、世間の人誰でも、これだけ大々的に報道されれば、確かに、石川議員は全面的に裏金の受け取りを自白したことが事実であると思うでしょう。

この日を境に、マスコミの論調は完全に変わり、「政治とカネ」という言葉がどんどん一人歩きして、小沢一郎議員が裏金を受けとったのはほぼ間違いない、と多くの人が誤解をしていく流れが作られていきます。

すなわち、もし、このとき、特捜部が石川議員をこのような強引な方法で逮捕して口を封じていなければ、その後の流れは大きく変わったと考えられるのです。

つまり、なんとかして、石川氏の身柄を拘束して、口を封じ、偽の情報をマスコミに出して世論誘導することを目的に、「逮捕の必要性」を強調して裁判所を騙し、逮捕状を取得するためのものであることは明らかでした。

その意味において、ここで木村主任検事が、なにがなんでも石川議員を逮捕するために、田代に偽の報告書を作らせたということは、非常に重要な意味を持っているといえます。つまり、すべての、その後の特捜部の暴走の引き金になった事件であるといえることができます。

石川氏は、現在も公判中の身であり、最高裁でも有罪判決が出るかもしれません。その事実だけを取ってみれば、「悪いことをした石川氏の逮捕自体は間違ったことではないのではないか」と、思われる方もおられるかもしれませんが、石川氏の罪状は、贈賄でもなんでもなく、単なる、政治資金規正法違反、すなわち、単に政治資金の記載方法を誤ったにすぎないという非常に軽いものであり、また、この程度の罪状で立件されること自体が、そもそもめったにないことであるうえ、石川氏は任意の聴取に応じており、本来、逮捕される理由はありません。すなわち、石川氏の逮捕は、明らかに、先に述べたように、石川氏の供述していないことを、供述したかのように報道させることによって、世論を誘導し、小沢氏を起訴に持っていこうとしたと思われるからです。

¹² 添付資料10 2010年1月16日の新聞記事

このことは、同じく前田元検事が Yahoo! ニュースで2013年12月3日に執筆している、「なぜ捜査当局は極秘の捜査情報をマスコミにリークするのか (2)」に書いている内容からも裏付けられます。¹³

そして、この件についても、また、当時の特捜部の状況についても、前田恒彦元検事は、いわゆる新聞や雑誌のインタビューなどはすべて断っていますが、自身のブログであるYahoo!ニュースでは、この検察の虚偽報告書事件の隠蔽工作について赤裸々かつ具体的に語っており、さらに、Facebookの自身のページでは、「私が公の場に出て何かを語る機会は、検察審査会による証人尋問（検察審査会法37条）しかないと考えているし、もし検審から要請があれば、全面的に協力するつもりだ。」と、明言しています。^{14 15}

すなわち、まさに、真実を知り、明らかにできるのは、国民から選ばれた皆さんだけなのです。

石川氏と並んで、是非、前田元検事も、検察審査会に証人として呼び、ご本人の口から、当時の検察内部で起こっていたことについて聴取されることを希望します。言うまでもなく、申立人代表も、この一連の事件をずっと調べていた立場から、皆様のご要望があれば、呼び出しを受け、尋問を受ける用意はございます。

そして、「検察審査会」とは、まさに「検察」を「審査」する会であることを改めて、ご認識いただきたいと思います。検察が犯罪を犯したとき、日本にはそれを捜査する機関はありません。そして、（検察審査会を除くと）唯一の起訴権限を持つ機関であるのが検察であるがゆえに、いままで、警察官や検察官の犯罪は、民間人であれば逮捕起訴されるようなことであっても、戒告・辞職程度の非常に軽い処分で済まされてきました。

しかしこの事件は、文字通り、検察が暴走し、事件をでっち上げ、国民の選んだ議員による政権交代を潰し、三権分立と民主主義を踏みにじった事件です。

私たち申立人が望んでいるのは、田代検事個人を刑務所に入れたいとか、有罪にしたいという憎しみや反感ではありません。むしろ、田代検事も、上から命令された

¹³ 添付資料11 Yahoo! ニュース、2013年12月3日 前田恒彦「なぜ捜査当局は極秘の捜査情報をマスコミにリークするのか (2)」

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20131203-00030300/>

¹⁴ 添付資料12 Yahoo! ニュース 2013年8月10日～9月24日 前田恒彦「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告書事件に対する隠ぺい捜査の実態とは(1)～(3)」

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130810-00026785/>

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130914-00027799/>

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130924-00028245/>

¹⁵ 添付資料13 前田恒彦Facebook 2013年8月18日

<https://www.facebook.com/MaedaTsunehiko/posts/512929398781477>

けの被害者であるかもしれません。しかし、田代検事が起訴議決を受けることで、裁判の場に出て、真実を話してくれることで、検察上層部が必死で握りつぶし、うやむやにしようとしている巨大な不祥事を明らかにし、本当の犯罪者は誰であったのかを、法廷で明らかにすることができるのです。

田代検事が単に命令されてただけで、ほとんど彼の意志ではなかったのであれば、裁判で執行猶予判決なり、無罪判決が出ることでしょう。しかし、その場合は、本当の虚偽文書作成を命じた真犯人が明らかになる時です。それを暴くことができる可能性を持つのは、皆様だけであることを、ここで改めて、強調させていただきたいと思います。

(5) 補足

この告発に関する虚偽有印公文書は、石川氏の逮捕状請求の際に裁判所に提出された同氏の取調べ状況に関する捜査報告書です。告発をするにあたって、私たちは、事実の特定について、この報告書に状況が記載されている取調べは、石川氏の逮捕前の最後の取調べだと考え、陸山会事件捜査に関する報道等から、石川氏の議員会館の事務所等への搜索差押が実施された平成22年1月13日付け捜査報告書と特定いたしました。

また、虚偽の記載の内容については、石川氏の「自殺のおそれをうかがわせる言動」に関する記載として、添付資料11の平成22年1月16日付け朝日新聞朝刊の記事等から、捜査報告書中に、石川氏が「小沢先生に申し訳なくて生きていけない」などと供述している旨の記載があるものと合理的に推測したものであり、非公開文書としての同捜査報告書の性格を考慮すれば、告発状における虚偽有印公文書作成犯罪事実の特定は十分であると考えました。

これまた、奇妙なことですが、以前の田代の虚偽報告書の件を、検察が二度にわたって不起訴にしたときには、最高検は、二度とも記者発表を行い、記者たちに不起訴の理由を説明し、また検証報告書や不起訴理由書といった文書を配布しています。

検察は、その報告書を内容を記者のみの配布に限定し、一般に見せまいとしました（告発人にも開示を拒否しました）が、その内容があまりに無理があるこじつけた内容だったために、記者から質問が殺到し、記者会見が紛糾しただけではなく、その検証報告書は結果的に、記者会見出席者の手で公開されてネットに晒され、その不自然さと矛盾を追求した書籍「検察崩壊 失われた正義」（郷原信郎／毎日新聞出版・添付資料1）、「指揮権発動 検察の正義は失われた」（小川敏夫／朝日新聞出版／添付資料2）も出版されました。

しかし、今回の不起訴においては、捜査に4ヶ月をかけているにもかかわらず、不起訴理由は一切明らかにされず、記者発表さえ行われませんでした。前田元検事の書

いた記事がまったく出鱈目であり、該当する「石川議員の自殺をほのめかす逮捕状」自体が存在しないのであれば、そもそも、不起訴までに4ヶ月もかかるわけがありませんし、また、田代の問題の報告書以外に、石川氏が自殺を図っていたという明らかな証拠や第三者の証言があったのであれば、記者発表もできないわけがありません。

今回、審査員の方々を惑わせるために、どのような大量の資料を検察が出してくるのか、どのような経歴の弁護士が審査補助員になられるかは、私たちは知ることはできません。しかし、田代氏に関する以前の審査申立に関して、事実を隠蔽し、いかなる手段を使っても起訴議決を出させないために、検察が前田氏にどのような聴取を行い、前田氏の実際の証言と異なる「嫌疑なし」に見えるかのような報告書を作り、どのような資料を検察審査会に提出したのかも、前述の前田氏のYahoo! ニュースでの証言から明らかです。

この事件の核となる証拠は、上記捜査報告書の記載内容を基礎として、“自殺のおそれをうかがわせる言動をしたとされる石川氏” および“田代から虚偽記載の告白を受けたと主張する前田氏”の認識と記憶です。検察が不起訴を根拠づけるような証拠資料をどんなに大量に提出したところで、この二人の供述調書がなければ、検察は捜査を尽くしたとはとてもいえません。

しかも、石川氏については、告発人代表が、同氏から、自殺のおそれをうかがわせる言動をしていない旨の聴き取りメモを証拠として提出しています。ですから、「不起訴不当」という議決を出せば、結局は検察の逃げ切りを許すことになり、正義に反することになります。

また、仮に、この二人の供述調書もしくは報告書が検察審査会に提出され、その内容が「嫌疑不十分」以下のものであったとしても、にわかにそれを信用することはできません。なぜなら、石川氏の供述調書については、陸山会事件において、裁判所によって特信性がないとして 証拠能力を否定されたものが多数ありますし、前述のとおり、前田氏もブログにおいて、検察の強い意向により自らの認識・記憶とかなり異なる調書が作成されたことを赤裸々に告白しているからです。以上の理由により、この事件の場合は、仮に、検察の調書や報告書があったとしても、それを信頼して判断することが適切ではない、特別の事情があるといえます。

それゆえ、審査員の皆様には、直接、石川氏と前田氏のナマの供述を聞いて結論を判断していただきたいと思います。検察審査会法37条は、まさにそのような目的のために、証人を呼び出して尋問する権限を検察審査会に与えているのです。

改めて、石川知裕氏及び改めて、前田恒彦氏を証人として呼ばれることをお願いするとともに、私たちは、検察審査会の存在価値と審査員の皆さんの良識を信じたいと思います。

この検察庁の組織ぐるみの犯罪の前では、「不起訴不当」の決議は、確実に、検察はまともに捜査をしないで「不起訴」でしか応えてこないことを、前例として胸に刻み、皆様の手で、隠された真実を裁判で明らかにする機会を与えていただきたいと思います。

検察審査会こそが、唯一、「検察」を「審査」することができる存在であるということ、すなわち、検察が間違いを起こしたときに、それを正することができる唯一の存在としての、誇りある姿を示していただきたいと思います。

最後に、この告発にあたって、検察に提出した告発状も、ぜひ、ご一読下さいますようお願い申し上げます。

以上

告 発 状

平成 25 年 8 月 12 日

最高検察庁 御中

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

被疑者 田 代 政 弘
(元東京地検特捜部検事)
木 村 匡 良
(名古屋高等検察庁検事)

第 1 告発の趣旨

被疑者らの下記各行為は、それぞれ虚偽有印公文書作成罪（刑法第 156 条）及び同行使罪（同法第 158 条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

被疑者両名は、いずれも、平成 22 年 1 月当時、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、同木村匡良はいわゆる陸山会事件担当副部長、田代政弘は重要な被疑者である衆議院議員石川知裕氏の取調官として陸山会事件（政治資金規正法違反被疑事件）捜査に従事し、石川氏等に対する強制捜査を目指していたものであるが、石川氏に自殺等の自傷加害の恐れがあるとして、裁判官から逮捕状の発布を受けやすくする目的で、平成 22 年 1 月 13 日、被疑者田代において、石川氏の取調べを行い、その際の供述内容や態度、言動等に関して、同部部長佐久間達哉宛の捜査報告書を作成するに当たり、行使の目的で、石川氏が取調べにおいて、自殺のおそれをうかがわせる言動を行った事実はなかったのに、「小沢先生に申し訳なくて生きていけない」と述べているなどと、自殺のおそれをうかがわせる言動があった旨の虚偽の記載をした上、同報告書に署名押印し、もって、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を、石川氏の逮捕状請求書の疎明資料として東京地方裁判所に送付させ、これを行使した。

第 2 罪名及び罰条

虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪 刑法 156 条及び同 158 条

第 3 告発の経緯

1 事実の発覚

本件は、平成25年7月7日に、前田恒彦元検事が、インターネット上のニュースサイト「ヤフー・ニュース」で公表した、「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告書事件の背景とは」と題する記事（添付資料1）によって明らかになったものである。

同記事によると、前田は、平成22年1月から2月にかけて、大阪地検特捜部から東京地検特捜部の応援に入り、小沢一郎衆議院議員の公設第一秘書の大久保隆規氏の取調べを担当した。その時、東京地検特捜部に所属していた被疑者田代（以下、「田代」）は、同様に東京拘置所に詰め、小沢議員の元秘書であり、陸山会で経理事務を担当していた衆議院議員の石川知裕氏の取調べを担当していた。

大久保氏や石川氏に小沢議員の関与を供述させるとともに、水谷建設などの業者から多額の裏金を受領したとの事実を認めさせる任務を課せられていた前田と田代は、供述調書に出てこない担当被疑者のナマの供述状況や、捜査に関する本音、愚痴などを語り合うようになっていったが、ある日、前田は、田代から、東京地検特捜部が陸山会事件の強制捜査に着手した事情、特に石川氏を逮捕した背景に関して、田代が、逮捕前に石川氏の取調べを行った際、捜査主任であった被疑者木村匡良の指示により、逮捕状の取得に際し、裁判所に提出された証拠の一つとして、その供述内容や態度、言動などを記載した捜査報告書を作成した際「逮捕の必要性」を強調すべく、実際には石川氏に「自殺のおそれ」をうかがわせる言動などなかったのに、「小沢先生に申し訳なくて生きていけない」などの言動があったかのように記載するなど、事実と異なる虚偽の内容の取調べ状況や供述概要などを記載した捜査報告書を作成したことを告白された。

それは、石川氏が衆議院議員であったことから、検察内部ですら逮捕に後ろ向きの意見が出ているなど、逮捕状取得が困難な中、それを容易にさせるために、「逮捕の必要性」を強調するためのものであった。田代元検事は、この告白の際、本心では逮捕に反対であり、嫌なことをやらされたと言っていた。

上記記事で前田が述べているところから、田代が、木村の指示により、石川氏の逮捕状取得に際して裁判所に提出する証拠の一つとして、石川氏の取調べ状況を報告する捜査報告書を作成するに際して、「逮捕の必要性」を強調するため、同氏には「自殺のおそれ」をうかがわせる言動などなかったのに、そうした言動があったかのように記載するなど、事実と異なる虚偽の内容の取調べ状況や供述概要などを記載した捜査報告書を作成したことは明らかであり、その行為は、虚偽有印公文書作成罪に該当し、同報告書を、その後、石川氏の逮捕状請求に際して裁判所に提出した行為は、虚偽有印公文書行使罪に該当する。

2 前田供述の信用性は極めて高く、疑問の余地はないこと

前田は、大阪・東京地検特捜部に合計約9年間在籍。ハンナン事件や福島県知事事件、朝鮮総聯ビル詐欺事件、防衛汚職事件などで主要な被疑者の取調べを担当したほか、西村眞悟弁護士法違反事件、NOVA積立金横領事件、小室哲哉詐欺事

件、厚労省虚偽証明書事件などで主任検事を務めるなど、大阪・東京の両特捜部で活躍した元検事であり、その職務の性格に照らしても、在職中の職務に関する事項に関する同人の供述の信用性は極めて高いと考えられること、インターネットにアクセスできる者であれば、誰でも閲覧できるニュースサイトで上記記事を公開しているところ、そのような場で、同人が名誉毀損のリスクを冒してまで虚偽の記事を掲載する動機は皆無であることに加え、記事の内容も、陸山会事件において田代及び前田が互いに重要容疑者の取調べに従事し、東京拘置所に詰めて密接な関係にあった状況、同事件で捜査が難航していた状況、供述調書の内容に関する上司の関与の状況、そのような中で田代と前田が次第に胸襟を開いて話をするようになっていく経緯等について具体的かつ詳細に述べているところからも、上記記事で同人が述べている内容が真実であることは、疑う余地のないものである。

唯一、前田の供述に疑義を差し挟む余地があるとすれば、上記厚労省虚偽証明書の捜査の過程で、証拠物のフロッピー・ディスクのデータを改ざんした証拠隠滅の罪を犯して逮捕・起訴され、懲戒免職となり、実刑判決を受けて服役した人物だという点であるが、同事件に関しても、逮捕当初は、過失によってデータが改変されただけである旨の弁解をしていたものの、その後は、同弁解が、当時の上司で大阪地検特捜部長であった大坪弘道及び副部長であった佐賀元明の「故意改ざんを過失にすり替える」指示によるものであることも含めて、証拠改ざんの事実を全面的に認める供述に転じたが、しかも、最高検察庁は、この一連の前田の供述に基づき、大坪及び佐賀を、証拠隠滅の犯人の前田を隠蔽した罪で逮捕・起訴した上、同事件の公判でも、前田の証言が信用できるとして、大坪及び佐賀の犯罪事実の立証を行うなど最高検自身が、前田の供述の信用性が極めて高いことを主張しているところであり、その最高検が、上記大坪及び佐賀から「故意改ざんを過失にすり替える」旨の指示を受けたとする平成22年の同時期の本件出来事に関する前田供述が信用できないなどとは、よもや言えないであろう。

最高検にとっては、本件にかかる前田の供述の信用性を否定することは、現在も控訴審係属中の大坪及び佐賀の公判での立証を自ら否定し、立証を放棄するに等しいのであり、上記記事における「田代から虚偽の捜査報告書作成の告白を受けた」旨の前田供述の信用性を否定する余地はあり得ないことを付言しておく。

3 「『自殺のおそれ』をうかがわせる言動」などなかったこと

石川氏が田代の取調べの中で、「『自殺のおそれ』をうかがわせる言動」を行った事実が全くなかったことは、現在、フィリピンに滞在している石川氏から、本件告発人代表である「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」会長の八木が電話で確認したところである（添付資料2 電話メモ）。

4 本件の悪質性・重大性及び組織の関与が伺われること

本件は、現職の国会議員であった石川氏を被疑者とする刑事事件に関して、同人が取り調べ中に「自殺のおそれ」をうかがわせる発言をしたとの事実と反する

記載を行った捜査報告書を作成し、逮捕状請求の際に裁判所に提出資料としたものである。

石川氏の逮捕状請求は一取調官である田代の単独で決定できるものでは到底あり得ず、当然、特捜部長、副部長等の幹部の方針によって決せられたものであり、少なくとも、木村が本件逮捕状の請求及びそれに伴う本件報告書の作成に関与していることは明白である。木村が本件逮捕状の請求及びそれに伴う本件捜査報告書の作成に組織上関与していたことは明白である。

同報告書に記載された「自殺のおそれ」によって逮捕の緊急の必要性が根拠づけられたために石川氏は1月15日に逮捕され、1月18日に召集されていた通常国会に冒頭から登院することが不可能となった。「自殺のおそれ」がなければ、同通常国会開会までに同氏を逮捕することは困難だったはずであり、その後、国会開会中に同氏を逮捕することが、国会議員不逮捕特権（憲法50条）との関係で、事実上困難だったと考えられることからすれば、本件虚偽公文書作成・同行使は、有権者に選ばれ衆議院議員となった石川氏の国会での活動自体を妨害する重大な犯罪だと言わざるを得ない。

5 補足 ― 告発事実の特定について

本件告発に係る虚偽有印公文書は、石川氏の逮捕状請求の際に裁判所に提出された同氏の取調べ状況に関する捜査報告書である。同報告書に状況が記載されている取調べは、石川氏の逮捕前の最後の取調べだと考えられ、陸山会事件捜査に関する報道等から、石川氏の議員会館の事務所等への搜索差押が実施された平成22年1月13日付け捜査報告書と特定できる。

虚偽の記載の内容については、石川氏の「自殺のおそれをうかがわせる言動」に関する記載として、添付資料3の平成22年1月16日付け朝日新聞朝刊の記事等から、捜査報告書中に、石川氏が「小沢先生に申し訳なくて生きていけない」などと供述している旨の記載があるものと合理的に推測したものであり、非公開文書としての同捜査報告書の性格を考慮すれば、告発状における虚偽有印公文書作成犯罪事実の特定は十分である。

当該捜査報告書は、石川氏の政治資金規正法違反事件の捜査の過程で作成され、同氏の逮捕状請求の際に裁判所に提出された後、検察庁に返還されて一件記録に編綴され、現在、上告審に係属中の同事件の不提出記録の中に含まれているはずであり、最高検察庁において、その記載内容を確認することは容易である。

最高検察庁は、同捜査報告書の記載内容を確認し、石川氏の「自殺のおそれをうかがわせる言動」に関する記載の具体的内容を確定した上で、本件告発を受理すべきであり、虚偽の記載内容が不特定或いは不正確であることを理由に告発受理を拒絶することが許されないのは言うまでもない。

なお、実際の逮捕状請求に当たっては、当該捜査報告書そのものではなく、当該捜査報告書及びその他の報告書の記載内容を基に、捜査の主任である被疑者木村が、捜査結果を総合的に記述し、逮捕等の必要性を記載した総括的捜査報告書

が裁判所に提出されている可能性もあるが、その場合は、総括的捜査報告書中の「逮捕の必要性」に関する部分には、被疑者田代作成に係る石川氏の取調状況に関する捜査報告書の虚偽の記載内容がそのまま転記されているはずであり、上記前田供述から、被疑者田代に「自殺のおそれ」に関する石川氏の言動に関して虚偽の捜査報告書を作成するよう指示したと認められる被疑者木村が当該総括的報告書を作成した行為が、虚偽有印公文書作成罪に該当することになる。いずれにせよ、石川氏の取調べにおいて「自殺のおそれ」をうかがわせる言動がなかったのに、それがあのかのように記載した捜査報告書が、逮捕状請求の疎明資料として裁判所に提出された事実がある限り、被疑者らが、虚偽有印公文書作成・同行使罪の刑事責任を免れる余地がないことは明らかである。本件告発の趣旨に沿い、石川氏の逮捕の直前の取調べ状況に関する捜査報告書の作成経緯を調査し、必要に応じて告発事実を補正した上で、本件告発を受理し、捜査に着手すべきである。

以上により、被疑者らの嚴重なる処罰を求めるため、本告発に及ぶ次第である。

以上

別添資料

- 添付資料1 毎日新聞社刊「検察崩壊」郷原信郎
- 添付資料2 朝日新聞出版刊「指揮権発動」小川敏夫
- 添付資料3 Yahoo!ニュース2013年7月7日「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告事件の背景とは」
- 添付資料4 陸山会事件判決要旨より
- 添付資料5 検察の不起訴に関する新聞記事
- 添付資料6 東京新聞記事他
- 添付資料7 再度の不起訴への見込みを報道する共同通信の配信記事
- 添付資料8 読売新聞2013年8月1日記事
- 添付資料9 石川氏電話メモ
- 添付資料10 2010年1月16日の新聞記事
- 添付資料11 Yahoo! ニュース、前田恒彦 2013年12月3日「なぜ捜査当局は極秘の捜査情報をマスコミにリークするのか (2)」
- 添付資料12 Yahoo! ニュース 2013年8月10日～9月24日 前田恒彦「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告書事件に対する隠ぺい捜査の実態とは(1)～(3)」
- 添付資料13 前田恒彦Facebook 2013年8月18日